

成田市議会議員政治倫理条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、成田市議会議員政治倫理条例（令和2年条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査請求の手續等)

第2条 条例第6条に規定する審査請求（以下「審査請求」という。）は、議員の選挙権を有する者（同条に規定する議員の選挙権を有する者をいう。以下同じ。）にあつては審査請求書（別記第1号様式）に審査請求署名簿（別記第2号様式）を添えて、議員にあつては審査請求書（別記第3号様式）により行うものとする。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第7項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第3項の規定は、審査請求のための署名を求める場合について準用する。この場合において、同項中「前2項」とあるのは「審査請求署名簿」と、「前条第2項の規定による告示があつた日から」とあるのは「審査請求がなされた日前」と、「でなければこれを求めることができない」とあるのは「にされたものでなければならない」と読み替えるものとする。

(議員の選挙権を有する者であるかどうかの確認)

第3条 議長は、議員の選挙権を有する者から審査請求があつたときは、成田市選挙管理委員会に対し、当該審査請求に係る審査請求署名簿に連署した者が議員の選挙権を有する者であるかどうかの確認を求めるものとする。

(審査請求却下の通知)

第4条 議長は、条例第7条第2項の規定による報告があつた場合において、その結果が不相当と認められたときは、審査請求却下通知書（別記第4号様式）により審査請求者に通知するものとする。

(審査付託等の通知)

第5条 議長は、条例第8条第1項の規定により審査を付託したときは、審査請求者に対しては審査付託等通知書（別記第5号様式）により、審査対象議員に対しては審査付託等通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

(審査結果の通知)

第6条 条例第11条の規定による通知は、審査請求者に対しては審査結果通知書（別記第7号様式）により、審査対象議員に対しては審査結果通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則（令和3年5月31日議会告示第1号）

この告示は、令和3年6月1日から施行する。

別 記
第 1 号様式

審査請求書

年 月 日

(あて先) 成田市議会議長

住 所
審査請求者 氏 名
(代表者) 電話番号

政治倫理基準等に違反する疑いがあると認めるので、次のとおり審査請求を
します。

審査請求の対象と なる議員の氏名	
審査請求の対象と なる事由の該当条項 及 び 内 容	
政治倫理基準等に 違反する疑いがある ことを証する書類	別添のとおり

第 2 号様式
その 1

(表紙)

審査請求署名簿

政治倫理基準等に違反する疑いがあると認めるので、以下のとおり審査請求
をするため、政治倫理基準等に違反する疑いがあることを証する書類を添えて、
議員の選挙権を有する者の署名を求めます。

年 月 日

審査請求者 住 所
(代表者) 氏 名

審査請求の対象と なる議員の氏名	
審査請求の対象と なる事由の該当条項 及び内容	
政治倫理基準等に 違反する疑いがある ことを証する書類	別添のとおり

その2

(2枚目以降)

審査請求署名簿（表紙）のとおり，政治倫理基準等に違反する疑いがあると認めるので，_____を代表者として，審査請求をするため，署名します。

なお，成田市議会議長が成田市選挙管理委員会に対し，私が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めることについて，同意します。

番号	署 名 年 月 日	住 所	生 年 月 日	氏 名	確認欄

備考

- 1 氏名は，自署すること。
- 2 確認欄は，記載しないこと。

第 3 号様式

審査請求書

年 月 日

(あて先) 成田市議会議長

審査請求者 (代表者) 議員氏名

議員氏名
議員氏名
議員氏名
議員氏名
議員氏名
議員氏名
議員氏名

政治倫理基準等に違反する疑いがあると認めるので、次のとおり審査請求を
します。

審査請求の対象と なる議員の氏名	
審査請求の対象と なる事由の該当条項 及 び 内 容	
政治倫理基準等に 違反する疑いがある ことを証する書類	別添のとおり

第 4 号様式

審査請求却下通知書

年 月 日

様

成田市議会議長 印

年 月 日付けであった政治倫理基準等に係る審査請求について、下記の理由で却下したので、通知します。

記

却 下 の 理 由	
-----------	--

審査付託等通知書

年 月 日

様

成田市議会議長 印

年 月 日付けであった政治倫理基準等に係る審査請求について、下記のとおり成田市議会議員政治倫理審査会を設置し、審査の付託をしたので、通知します。

記

審査請求の対象となる議員の氏名	
審査請求の対象となる事由の該当条項及び内容	
成田市議会議員政治倫理審査会の設置年月日	年 月 日
審査の付託年月日	年 月 日

第 6 号様式

審査付託等通知書

年 月 日

様

成田市議会議長 印

年 月 日付けであった政治倫理基準等に係る審査請求について、下記のとおり成田市議会議員政治倫理審査会を設置し、審査の付託をしたので、通知します。

記

審査請求の対象となる事由の該当条項及び内容	
政治倫理基準等に違反する疑いがあることを証する書類	別添のとおり
成田市議会議員政治倫理審査会の設置年月日	年 月 日
審査の付託年月日	年 月 日

審査結果通知書

年 月 日

様

成田市議会議長 印

年 月 日付けであった政治倫理基準等に係る審査請求について、成田市議会議員政治倫理審査会で審査を行った結果、下記のとおりとなりましたので、通知します。

記

審査請求の対象となつた議員の氏名	
審査請求の対象となつた事由の該当条項及び内容	
審査の結果	

審査結果通知書

年 月 日

様

成田市議会議長 印

年 月 日付けであった政治倫理基準等に係る審査請求について、成田市議会議員政治倫理審査会で審査を行った結果、下記のとおりとなりましたので、通知します。

記

審査請求の対象とな った事由の該当 条 項 及 び 内 容	
審 査 の 結 果	